

介護サービスの利用のしかた

介護保険のサービスを利用するには、「要介護認定」を受けなければなりません。

申請

サービスの利用を希望する方は、市役所、支所、出張所、居宅介護支援事業所、紋別市地域包括支援センターなどでも申請できます。

申請に必要なもの

- ◆要介護・要支援認定申請書
- ◆介護保険被保険者証
- ◆健康保険証（第2号被保険者の場合）

○申請書に記入する事項 ※印鑑は不要です

- ①被保険者の被保険者番号、住所、氏名、電話番号
- ②主治医（日常通院している医療機関の医師）氏名、医療機関名
- ③更新申請の場合～前回の認定結果、介護保険施設に入所中であれば入所施設名
- ④第2号被保険者の場合～医療保険名、被保険者番号、特定疾病名

調査

○認定調査

調査員が家庭などを訪問して、心身の状態などについて、本人と家族などへ聞き取り調査を行います。

○主治医の意見書（利用者の負担はありません。）

主治医（日常通院している医療機関の医師）に病気の状態などをまとめた意見書を作成してもらいます。
主治医がない場合は、紋別市が指定する医療機関となります。

○一次判定（コンピューター判定）

訪問調査の結果は、公正を期するためにコンピューター処理を行います。

+

○特記事項

認知症の状況など、訪問調査票に入っていない事項は、特記事項として記入します。

+

○主治医の意見書

↓

審査判定

○二次判定（介護認定審査会）

コンピューターによる判定結果及び主治医意見書などをもとに保健・医療・福祉の専門家が総合的に判断します。

認定

要支援1 要介護状態とは認められないが日常生活に支援を要する状態
要支援2 要介護状態とは認められないが日常生活に支援を要する状態

要介護1 部分的介護を要する状態
要介護2 軽度の介護を要する状態
要介護3 中等度の介護を要する状態
要介護4 重度の介護を要する状態
要介護5 最重度の介護を要する状態

非該当 地域支援事業や高齢者の福祉サービスを利用できます。
介護保険のサービスは受けられません。

※上記は各介護度の平均的な状態であり、実際に認定を受けた人の状態と一致しないことがあります。

認定結果通知

申請から概ね 30 日以内に認定結果を通知します。

◆認定結果に疑問や不服がある場合は、まず紋別市役所介護保険担当窓口へご相談ください。

◆その上でなお要介護度に疑問がある場合は、通知を受け取った翌日から起算して60日以内に北海道介護保険審査会（道庁保健福祉部介護保険課内 TEL 011-231-4111）に審査請求することができます。

サービス計画

在宅サービス

希望や状態に応じたサービス計画を作成します。

介護支援専門員（ケアマネージャー）に相談し、自分の希望、心身の状態、家庭の状況に応じた、総合的な介護サービス計画（ケアプラン）を作成してもらうことができます。
※介護サービス計画の作成に、利用者負担はありません。

施設サービス

入所を希望する施設へ直接申し込みます。

サービス利用

サービス事業者と契約し、サービスを利用します。

※紋別市内のサービス事業者一覧は、別冊です。

◆在宅サービス

- ・介護サービス計画に基づいて、サービスを利用します。
- ・介護サービス計画は、毎月作成します。また、作成した介護サービス計画を変更することもできます。

◆施設サービス

- ・入所が可能になった時点で、入所する施設で介護サービス計画を作成します。
- ・入所にかかる費用、施設の説明事項を確認し、契約書を交わし、入所します。

◆介護支援専門員（ケアマネージャー）とは

- ・介護支援専門員（ケアマネージャー）は、介護サービス全般を支援する専門職で、介護サービスの利用に関する相談や、ケアプランの作成、サービス事業者との連絡・調整を行います。